

## 地域密着型サービス事業所の運営指導について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の7の規定により運営指導を実施します。運営指導は、報告若しくは帳簿書類の提出を命じ、法令の適合状況などを把握し、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付など対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化および利用者の保護を目的としています。

## ■運営指導の実施の流れ

